

2018年版オレンジブック8 法規・制度・倫理 訂正表

2017年4月28日現在

以下の箇所に変更がございます。誠に申し訳ございませんが、修正をお願い申し上げます。

ページ	行数		訂正前	訂正後
511	問 1-2	解答番号	1	3

2018年版オレンジブック8 法規・制度・倫理 【追補】

法律の改正等により、以下の箇所に変更がございます。誠に申し訳ございませんが、修正をお願い申し上げます。

ページ	行数		訂正前	訂正後
30	問 4	問題文	正しい	誤っている
			2つ	1つ
		解答番号	2・3	1
		解説4	×	○
		解説4	全文変更	<p>個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法とする）により、個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいうが、次に掲げる者は除かれる。</p> <p>①国の機関 ②地方公共団体 ③独立行政法人 ④地方独立行政法人</p> <p>注) 以前は、取扱う個人情報の数が5000件以下の事業者は規制の対象外であったが、個人情報保護法の改正によりこの規制枠は撤廃された。</p>